

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

保険医の登録

農業振興地域の区域の変更

牛等の出入又は移動を禁止する区域の指定の解除

土地改良事業の認可

◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

## 告 示

鳥取県告示第四百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 医 院	東伯郡泊村字泊七五〇番地	昭和五十七年四月八日

鳥取県告示第四百四十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
吉田 医 院	東伯郡泊村字泊七五〇番地	昭和五十七年四月七日

鳥取県告示第四百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
太田医院	米子市東町六〇	昭和五十七年四月十日
真壁医院	米子市尾高町四六	"
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和五十七年四月十一日
森安皮膚科泌尿器科医院	米子市中町五八一	"
門脇内科医院	倉吉市山根五八六	昭和五十七年四月十五日
辰見医院	東伯郡北条町大字弓原四〇六	"
有有限会社貝田哲雄薬局	境港松ヶ枝町九	昭和五十七年四月十日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和五十七年四月九日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五	昭和五十七年四月二日

有限会社徳吉薬局

鳥取市吉成八三一一四

"

桜井医院

鳥取市立川町二丁目二三三

昭和五十七年三月九日

池原整形外科医院

米子市福市二一六九

昭和五十七年四月八日

竹原皮膚科医院

鳥取市西町一丁目二〇六

昭和五十七年四月十四日

松浦診療所

米子東町九七 開発ビル

昭和五十七年四月一日

橋本歯科医院

東伯郡大栄町大字由良宿五五二

昭和五十七年四月八日

吉澤歯科医院

気高郡気高町大字勝見字砂山 八四四一三〇

"

鳥取県告示第四百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
花木正史	鳥医第二、七三〇号	昭和五十七年三月三十日

鳥取県告示第四百五十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七  
条第一項の規定に基づき、鳥取市、用瀬町、佐治村、青谷町、倉吉市及び  
境港市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備  
え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域
鳥取農業 振興地域	<p>鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二の規定により指定された港湾隣接地域</p> <p>三 山陰海岸国立公園の特別地域</p> <p>四 鳥取空港の区域</p> <p>五 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に囲まれた地域</p> <p>六 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計</p>

用瀬農業 振興地域	<p>画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、十から十七まで、四十六、四十八、四十九、五十三から五十五まで、五十八から六十一まで、六十五から六十八まで、百二から百四まで、百七から百十三まで、百二十三から百二十六まで、百三十から百三十四まで、百三十七から百三十九まで、百四十二から百五十二まで、百五十六から百五十八まで、百七十三、百七十五、百七十六、百七十九、百八十、百九十、百九十一、二百三及び二百四の区域並びに昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、百十三、百十四及び千三十二の区域</p>
佐治農業 振興地域	<p>用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>昭和五十六年二月鳥取県告示第百八十九号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の用瀬町に係る林班番号七、八、十一から三十五まで、四十二から四十六まで、四十八から六十二まで、六十五から七十一まで、七十三から七十五まで、七十八から九十五まで、百二及び百三の区域並びに同林班番号三十六の一部の区域、昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号八十二から八十四までの区域並びに奥山谷官行造林地、奥ノ谷官行造林地及び大畑ヶ谷官行造林地の区域</p> <p>佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>昭和五十六年二月鳥取県告示第百八十九号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の佐治村に係る林班番号五、六、十五、十七、二十、二十二及び二十五から三十一までの区域並びに同林班番号二、七、八、十一、十二、十四、十九、二十一、三十八及び四十の各一</p>

<p>部の区域、昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号八十五から百七までの区域並びに大原ほか二官行造林地の区域</p>	<p>青谷農業 振興地域</p> <p>青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和五十二年三月鳥取県告示第四百十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の青谷町に係る林班番号二十九から三十四まで及び七十七から八十五までの区域並びに同林班番号三十五の一部の区域並びに昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号百二十四から百二十七までの区域</p>	<p>倉吉農業 振興地域</p> <p>倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 昭和五十年三月倉吉市告示第二十一号で定めた倉吉都市計画区域のうち用途地域 二 昭和五十四年二月二十七日鳥取県告示百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の倉吉市に係る林班番号二十、二十七、三十、三十二から三十五まで、四十二から四十七まで、四十九から五十一まで、五十四から六十一まで、六十三から六十六まで、六十八から七十一まで、七十四、八十二、八十三の二、八十六、八十七、九十五、百十二、百十九から百二十二まで、百二十六から百二十九まで及び百三十二の区域並びに同林班番号十九、二十一、二十八、三十一、四十、四十一、五十五、六十二、六十七、八十三の一、八十四、九十一、九十四、百十一、百十三、百十六、百二十三、百二十五及び百三十の各一部の区域、昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号四十から四十二までの区域並びに昭和五十六年四月一日現在の本谷奥ほか五官行造林地及び</p>
---	--	--

<p>白金谷官行造林地の区域</p>	<p>境港農業 振興地域</p> <p>境港市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 都市計画法第十八条第一項の規定により決定された市街化区域 二 美保基地、民航ターミナル、保安林用地及び中浜緑地の区域</p>	<p>鳥取県告示第四百五十三号</p> <p>昭和五十七年四月鳥取県告示第四百十三号（牛等の出入又は移動を禁止する区域について）は、廃止する。</p> <p>昭和五十七年四月二十七日 鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>鳥取県告示第四百五十四号</p> <p>倉吉市から申請のあつた市営土地改良（福富地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年四月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。</p> <p>昭和五十七年四月二十七日 鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>
--------------------	---	---	---

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体		(1) 収入の内訳	
期間	昭和55年1月1日～12月31日	寄附（内訳別掲）	
政治団体の名称	金曜会	個人からの寄附	280,000円
報告年月日	昭和57年3月30日	小 計	280,000円
1 収入・支出の総額		合 計	280,000円
(1) 収入総額	280,000円	〔寄附の内訳〕	
ア 前年繰越額	0円	個人からの寄附	
イ 本年収入額	280,000円	その他	280,000円
(2) 支出総額	245,100円	小 計	280,000円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出の内訳	

政治活動費

機関紙誌の発行費	245,100円
その他の事業費	
宣伝事業費	245,100円
小 計	245,100円
合 計	245,100円

政治団体の名称 寺垣恒男後援会

報告年月日	昭和57年3月31日
収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年四月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体		(1) 収入総額	
政治団体の名称	石破二期後援会	ア 前年繰越額	470,110円
報告年月日	昭和57年3月30日	イ 本年収入額	325,724円
(昭和56年12月25日解散)		(2) 支出総額	144,386円
1 収入・支出の総額		2 収入・支出の内訳	470,110円

(1) 収入の内訳		報告年月日 昭和57年3月30日 (昭和56年12月25日解散)		2 収入・支出の内訳		経常経費	
		収入・支出の総額					
寄附(内訳別掲)		1 収入・支出の総額		経常経費		人件費	300,000円
個人からの寄附	68,356円	(1) 収入総額	26,500円	人件費		備品・消耗品費	15,250円
政治団体からの寄附	76,030円	㊦ 前年繰越額	26,500円	備品・消耗品費		事務所費	11,500円
小計	144,386円	㊦ 本年収入額	0円	事務所費		小計	326,750円
合計	144,386円	(2) 支出総額	26,500円	小計		政治活動費	
〔寄附の内訳〕		2 収入・支出の内訳		政治活動費		寄附・交附金	19,650円
個人からの寄附		支出の内訳		政治活動費		小計	19,650円
その他	68,356円	政治活動費		寄附・交附金		合計	346,400円
小計	68,356円	寄附・交附金	26,500円	小計			
政治団体からの寄附		小計	26,500円	合計			
その他	76,030円	合計	26,500円				
小計	76,030円						
(2) 支出の内訳							
経常経費		政治団体の名称	石破二期西部後援会	報告年月日	昭和57年3月30日 (昭和56年12月25日解散)	政治団体の名称	石破二期八頭部後援会
人件費	420,000円	報告年月日	昭和57年3月30日 (昭和56年12月25日解散)	1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	346,400円
備品・消耗品費	50,110円	1 収入・支出の総額	424,150円	(1) 収入総額	346,400円	(1) 収入総額	346,400円
小計	470,110円	㊦ 前年繰越額	424,150円	㊦ 前年繰越額	346,400円	㊦ 前年繰越額	346,400円
合計	470,110円	㊦ 本年収入額	0円	㊦ 本年収入額	0円	㊦ 本年収入額	0円
政治団体の名称	石破二期中部後援会	(2) 支出総額	424,150円	(2) 支出総額	346,400円	(2) 支出の内訳	